

松山市新庁舎整備デザインビルド事業者選定
公募型プロポーザル 評価基準

令和8年4月

松山市

目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 評価方法.....	1
3. 評価項目、配点等.....	2
4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い.....	2

別表 1 実績体制審査 評価基準

別表 2 技術提案審査 評価基準

別表 3 地域貢献審査 評価基準

別表 4 提案価格審査 評価基準

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、松山市新庁舎整備デザインビルド事業者選定 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「1 2. 審査の実施及び結果の通知」に記載する松山市新庁舎整備デザインビルド事業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法

審査会により実績体制、技術提案、地域貢献、提案価格の4項目を評価する。

(1) 実績体制審査（配点10点）

- ア 参加者及び本業務予定技術者等の実績を評価するため、実績体制審査に係る提案書【様式7-5】を別表1の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を審査会に報告する。
- イ 技術提案審査、地域貢献審査、価格提案審査対象者の選定

(2) 技術提案審査（配点60点）

参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション及び審査会のヒアリングも踏まえ、別表2の基準により審査会の各委員が評価する。

(3) 地域貢献審査（配点10点）

地域振興及び地域経済への貢献を評価する。市内企業及び県内企業への発注金額については、別表3の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を審査会に報告する。市内の地域振興に資する取り組みについては、提案内容をプレゼンテーション及び審査会のヒアリングも踏まえ、別表3の基準により審査会の各委員が評価する。

(4) 提案価格審査（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式7-2】に記載された金額（提案価格）を別表4の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を審査会に報告する。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

- ア 実績体制審査の評価点、技術提案審査の評価点、地域貢献審査の評価点、及び提案価格審査の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定する。
- イ 順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位の参加者を次点提案者とする。
- ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は、技術提案審査の評価点が高い者を上位とし、技術提案審査の評価点も同じ場合は、実績体制審査のうち、担当者の実績の評価点が高い者を上位とし、実績体制審査の担当者の実績評価点も同じ場合は、審査会の判断で決定する。
- エ 提案者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、基準（提案価格審査の評価点を除く評価点の合計÷80点 \geq 0.6）を満たしている場合は、最優秀提案者として決定する。

3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表1～4のとおり。

なお、技術提案審査はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出する。平均の算出にあたっては小数点第2位以下を切り捨てた点数とする。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとの配点に以下のウェイトを乗じた点数をもって評価を行う。

評価	評価のウェイト
A：かなり優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：やや優れている	0.6
D：標準にはやや及ばない	0.4
E：標準には及ばない	0.2
F：評価できる記載がない	0

4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行すること。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前であっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して実施要領「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合がある。

別表1 実績体制審査 評価基準 (10点)

分類	評価項目	評価方法	配点
A 企業 実績	参加者（企業） の業務実績	参加者（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか）が以下の業務実績を有する場合に評価する。 （a、bはいずれかを評価 c、dはいずれかを評価 e、fはいずれかを評価）	3.0
		a 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の基本設計若しくは実施設計業務の元請としての実績（1.0点）	
		b 単一の建築物における「同種事業※1」の基本設計若しくは実施設計業務の元請としての実績、又は、延べ面積10,000㎡以上の「免震構造※3」の基本設計若しくは実施設計業務の元請としての実績（0.5点）	
		c 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（1.0点）	
		d 単一の建築物における「同種事業※1」又は、延べ面積10,000㎡以上の「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（0.5点）	
		e 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の監理業務の元請としての実績（1.0点）	
B 統括 業務	統括責任者の 業務実績	統括責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.0
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（1.0点）	
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（0.5点）	
C 設計 業務	設計管理技術者の 業務実績	設計管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.0
		a 「同種事業※1」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（1.0点）	
		b 「類似事業※2」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（0.5点）	
D 施工 業務	ア 現場代理人 の業務実績	現場代理人が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.5
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.8点）	
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.4点）	
	イ 監理技術者の 業務実績	延べ面積10,000㎡以上の「免震構造※3」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.7点）	1.5
		監理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.8点）	
b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.4点）			
c 延べ面積10,000㎡以上の「免震構造※3」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.7点）			
合 計			10.0
※1	同種事業とは、平成23年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した延べ面積10,000㎡以上の銀行・本社ビル・庁舎等（国土交通省告示第8号 別添二 類型四 業務施設 第2類）の新築、改築、増築をいう。（ただし、複合施設の場合、当該用途部分の延べ面積が10,000㎡以上の場合に限る。）		
※2	類似事業とは、平成23年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した延べ面積10,000㎡以上の事務所等（国土交通省告示第8号 別添二 類型四 業務施設 第1類）の新築、改築、増築をいう。（ただし、複合施設の場合、当該用途部分の延べ面積が10,000㎡以上の場合に限る。）		
※3	免震構造とは、平成23年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した構造性能評価を受け大臣認定を取得した免震構造をいう。		
※4	設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。		
※5	設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。		
※6	本事業で配置する統括責任者、現場代理人又は監理技術者についての現場代理人又は監理技術者としての業務実績は、工期の2分の1以上の間従事したものであること。		

別表2 技術提案審査 評価基準 (60点)

分類	提案項目	提案テーマ	求める提案内容	配点
A 業務全般	業務実施体制に関する提案	デザインビルド方式による庁舎整備という本事業特性に応じた、業務実施方針と、設計・施工・工事監理・アフターフォローの総合体制	① 本事業特性に相応しい業務実施方針の提案 ② 設計と施工が一体的に機能し、各関係者との十分な連携が図れる体制の提案 ③ 工事監理の第三者性を確保することができる体制の提案 ④ 全社的なバックアップ手法やアフターフォローに関する具体的な体制の提案 ⑤ 新庁舎完成後の機器設置や引越し等のフォローに関する具体的な提案	7.0
	品質管理手法の提案	本事業の目標品質を確実に達成するための品質管理手法	① 発注者の要求を的確に設計に反映し、そのプロセスも含め管理する手法の提案 ② 設計内容だけでなく発注者の要求も理解した上で施工品質を管理する手法の提案 ③ 施設維持管理段階で活用できるBIMモデルの運用など施設維持管理の効率化の提案 ④ その他、要求水準の変更や設計変更等の際の具体的な品質管理の手法の提案	6.0
	コスト管理手法の提案	物価高騰下でも契約金額を超過しないためのコスト管理手法	① 物価高騰下で設計施工を確実に進める手法の提案 ② 契約価額超過を未然に防ぐコスト増減管理の具体的な手法の提案 ③ 激しい市況変動下で有効なコスト抑制手法等の具体的な提案	6.0
	全体工程計画と工程管理手法の提案	提案期日までに確実に新庁舎整備完了するための工程管理手法	① 設計・申請・資材発注・各工事・引越し関連とクリティカルパスを明記した全体工程の提案 ② 設計・施工を早期に確定するための具体的な手法等の提案 ③ 先行発注や労務確保、先行工事などデザインビルドの特性を活かした具体的な工程管理手法等の提案	6.0
小 計				25.0
B 設計業務	利用者目線での施設設計の提案	より魅力的・合理的な施設設計	① 誰にとってもわかりやすく、利用しやすい、土地利用計画、構内動線計画、施設配置計画の提案 ② 周辺施設と空間デザインの連携を図り、まちの活性化につながる賑わいを創出する施設計画 ③ 松山市らしさの表現と周辺環境・景観と調和する外観デザインの提案	8.0
	災害対策活動拠点としての施設設計の提案	安心・安全の災害対策活動拠点としての施設設計	① 災害発生時に市民の生命を守るための指令拠点としての施設計画の提案 ② 豪雨による内水氾濫時にも災害対策活動拠点として十分に機能する提案	8.0
	環境面や効率性に配慮された施設設計の提案	環境に優しく、ライフサイクルコスト低減を図る施設設計	① CASBEE Sランク、ZEB Ready認証のため、基本計画に付加する要素技術や設備導入の提案 ② 自然エネルギー活用や節水対策等の基本計画を超えるランニングコスト縮減等の提案 ③ 維持管理の容易性や長寿命化に寄与する具体的な要素技術等の提案	8.0
小 計				24.0
C 施工業務	施工計画の提案	行政サービスを継続しながらの現地建替えを実現する施工計画・仮設計画	① 敷地特性等に適した施工計画・仮設計画の提案 ② 現本館、別館利用への工事影響を低減できる新庁舎（北棟）新築の施工計画の提案 ③ 新庁舎（北棟）、現本館への工事影響を低減できる別館解体の施工計画の提案	11.0
小 計				11.0
合 計				60.0
<p>■評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 上に示す分類A～Cの評価に際しては、「提案項目」に合致しているかどうか、項目ごとに的確性、実現性、創造性、及び業務の理解度について、「求める提案内容」に沿って評価する。 提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、審査委員によって総合的に評価を行う。 				

別表3 地域貢献審査 評価基準 (10点)

分類	評価項目	評価方法	配点
A	市内企業及び県内企業への発注や調達金額	<p>市内企業及び県内企業への発注や調達の提案貢献金額 (①+②) により評価する。最高の提案貢献金額を満点8点とし、それ以下は下記の計算式にて算出する。</p> <p>(提案貢献金額/最高の提案貢献金額) × 8点</p> <p>ただし、貢献金額は下記により評価を行う。 (金額は税込とし、評価点は小数点第2位以下切り捨てる)</p> <p>① 市内企業への貢献金額 × 1.0 ② 県内企業への貢献金額 × 0.5</p>	8.0
小 計			8.0

分類	提案項目	提案テーマ	求める提案内容	配点
B	地域振興・地域経済への貢献の提案	市内企業との連携など地域活性化に資する取組	市内企業との連携や、その他地域経済活性化に資する取組について、具体的な実施方法の提案	2.0
小 計				2.0
合 計				10.0

■評価の視点

- ・ 上に示す分類Bの評価に際しては、「提案項目」に合致しているかどうか、項目ごとの的確性、実現性、創造性、及び業務の理解度について、「求める提案内容」に沿って評価する。
- ・ 提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、審査委員によって総合的に評価を行う。

別表4 提案価格審査 評価基準 (20点)

評価項目	評価方法	配点
提案価格見積書に記載された金額 (提案価格)	<p>提案価格審査の評価点は、以下の式により採点する。 ただし、提案価格が提案上限価格の85%未満の場合の評価点は20点とする。</p> <p>評価点 = (1 - 提案価格/提案上限価格) × 100 × 4/3 (小数点第2位以下切り捨てる)</p>	20.0
合 計		20.0

総 計		100.0
-----	--	-------